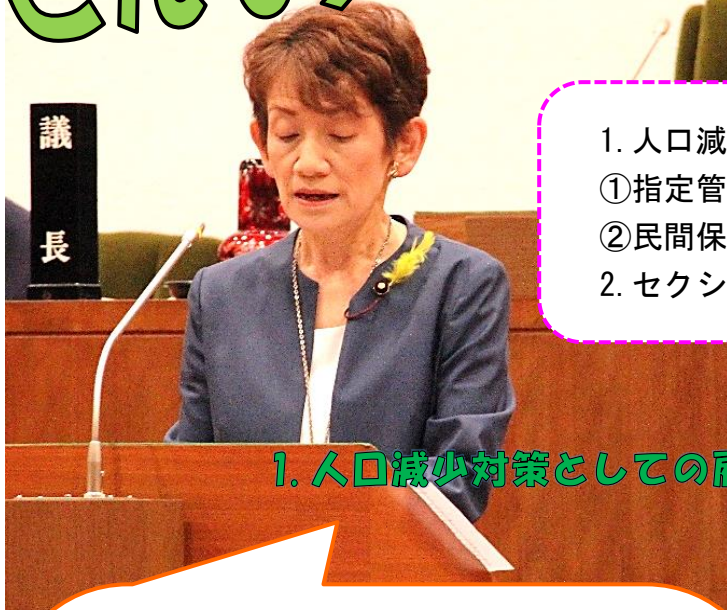


# こんな質問をしました

池田 章子



1. 人口減少対策としての雇用者の待遇改善について
  - ① 指定管理者制度における雇用者
  - ② 民間保育所等の保育士
2. セクシュアル・ハラスメント防止対策について

## 1. 人口減少対策としての雇用者の待遇改善について

**池田 Q1**：市長は人口減少対策を最重点施策とし「若い世代に選ばれる街」をめざすと言う。しかし先が見えない不安定雇用や低賃金の雇用環境では長崎市に住み続けることはできない。指定管理制度はコスト削減が主目的となり、施設運営費が十分に確保されていないため、多くの非正規・不安定雇用を市が生み出している。また国や市の給付金で運営されている民間保育所の保育士 1500 人の 45% は非正規。非正規フルタイム保育士の平均賃金は 42 歳で 16 万 1 千円という低賃金だ。市の施策が大きく関与するこれらの職場でこそ、働く人の待遇改善を進めていかなければ、人口減少を食い止めることはできないのではないか。

**市長 A1**：指定管理の委託費に含まれる人件費は、市の賃金水準や類似業務の状況を勘案して積算している。雇用形態や賃金水準は労使間の契約なので、行政は関与しない。民間保育士は正規・非正規を問わず、国による処遇改善が行われ、市も一人当たり年 3 万円を補助している。その結果 5 年前に比べ、正規で約 2 万円増えている。保育士の賃金は他産業に比べて低いので、さらなる処遇改善を国に求めていく。

**池田 Q2**：市の指定管理者全体で、非正規雇用が 2/3 を占める。平均年収 200 万円を超える指定管理者は 46 事業所のうち 5 つしかない。詳しい雇用状況を手に入れた 3 施設では、正規雇用率 18% で嘱託（非正規フルタイム）は 43%。20～30 代では正規 6 名に対し嘱託は 14 名もいる。正規の年収が平均 443 万円に対し嘱託は 239 万円。20～30 代の若者がそこで働き続けて将来自立できる待遇と言えるか。

**総務部長 A2**：委託料に含まれる人件費は適正なもの判断している。個別の労働契約に介入することはできない。





池田 3：指定管理は市の施設なので、もともと儲かる施設ではない。市が払う委託料によって働く人の賃金や待遇が決まる。市は人件費の積算が適正だと言うが、環境経済委員会で審議した時、正規雇用が作れるような委託料ではなかった。これから結婚し、子育てし、老後に向けた貯金もしなければならない20～30代の若者が、毎年更新・低賃金の嘱託で、長崎で働いてくらし続けることができるか。民間の雇用形態には手をつっこめないのはわかるが、委託料は長崎市の判断次第。若者が働き続けられるよう見直すべきだ。

池田 Q4：保育士不足、待機児童解消のため、わずかだが保育士の処遇改善が行われたのは理解する。しかしまだ低い。国に補助金増をお願いするのも大事だが、市の補助金の増額も考えるべき。また、正規と同じように働くのに、待遇は毎年更新・低賃金の非正規フルタイム保育士が20～30代で22%いる。新卒でフルタイム非正規も多い。ピアノを習わせ、大学に通わせて保育士を育てた親の思いも考えてほしい。中には、新卒の時から、何年たっても、ずっと非正規フルタイムという保育士もいる。保育は市の補助事業のようなもの。市が働き方を指導すべきではないか。

こども部長 A4：賃金や雇用形態については労使間の契約に基づくものだが、国や市の給付費については指導監査の対象なので、指導監査の観点から可能な範囲で指導を行っていく。

池田 5：若い人たちが長崎でくらし続けていくためには、市が直接かかわる雇用の部分で待遇改善を図っていく施策が求められる。

## 2. セクシュアル・ハラスメント防止対策について

池田 Q6：ILOでハラスメント禁止条約が批准されるなど世界的にセクシュアル・ハラスメントの根絶が課題となっているが、長崎市は先日、元市幹部職員から性暴力と二次被害を受けたとする記者に提訴された。市のセクハラ防止施策について質問する。セクハラ事案が発生した際、まずどのように対応するのか。



総務部長 A6：市の各部局に相談窓口を設置しており「セクシュアル・ハラスメントに関する苦情相談に対応するに当たり留意すべき事項についての指針」に基づき対応する。まず、相談者から内容を詳細に聞き取り、相談者了解の上で加害者から聞き取りを行い、両者の意見を照らし合わせて事実の特定を行う。

池田 Q7：確認するが、通常のセクハラ対応で、十分な調査をしないまま、調査を打ち切ることあるか。

総務部長 A7：相談者の意向を十分聞いて納得いくような対応を図っている。

池田 Q8 : 今回訴訟となっている事案について十分な調査と事実の特定はできているのか。

総務部長 A8 : 市は可能な限りの対応をしてきたと認識している。詳細の中身についてはプライバシーに配慮するよう言われており、また訴訟に差し支えるので答弁を差し控える。

池田 9 : 事実認定ができたかどうかの、どこがプライバシーに関わるのか、意味が分からない。

池田 Q10 : 市のセクハラ対応として、加害者から先に事情を聴き、被害者からは事情を聴かないということはあり得ないと思っていかが。

総務部長 A10 : 被害者が先で、その後、加害者から事情を聴く。そのような対応をとっている。

池田 Q11 : 訴訟事案で、被害者である記者と加害者とされる元原対部長と、どちらから先に事情を聴いたか。被害者の記者から事情聴取はしたのか。その記録はあるか。

総務部長 11 : 具体的内容に関わることなので答弁は差し控える。

池田 12 : 市のセクハラ対応として、被害者からの事情聴取をしたのかしなかったのか、事実の確認だ。なぜ答えられないのか。被害者の記者は、一度も市から事情聴取を受けていないと言っている。事情聴取の申し入れすらなかったという。市長も幹部職員も何度か被害者の記者と電話で話し、直接会ってもいる。なぜその時事情を聴いて記録をとらなかったのか。被害者の話も聞かないで十分な調査、対応と言えるか。

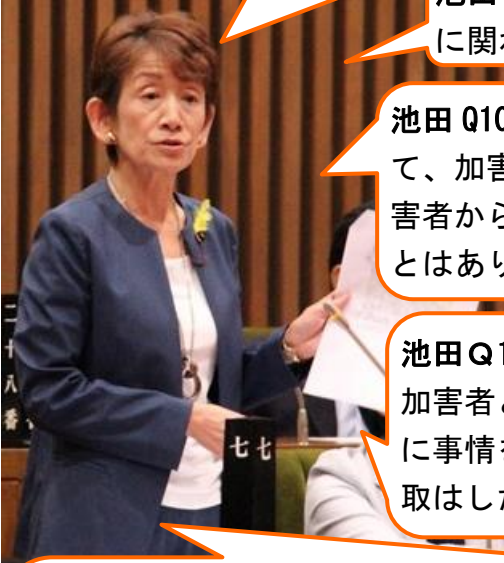
池田 Q13 : 市のセクハラ対応で事情を聴く際、人事院規則や市の指針には「必ず記録をとる」とあるが、記録をとらないで事情を聴くことがあるか。

総務部長 A13 : やり取りを記録にとどめることになっている。

池田 Q14 : 加害者の元原対部長から事情聴取した2枚の報告書がある。この事件に関して初めての事情聴取は10/30夜、市長によって行われたが、その内容はわずか16行。もっと詳しく事情を聴くべきではなかったか。しかも、この時市長は記録をとっていなかったというではないか。翌日の秘書課長による電話での聞き取り報告はわずか6行。この日、元原対部長は出勤していたのに、市はこんな大変な事情聴取を電話で済ますのか。これで十分な聴取と言えるのか。

総務部長 A14 : 訴訟に関わることなので答弁は差し控える。

池田 15 : 事の重大さを考えれば、10/31に総務部が事情聴取して記録に残すべきだった。迅速かつ正確な確認が必要と指針に書かれているのに、セクハラ対応として大失態だ。



池田Q16：セクハラでは被害者と加害者の主張がしばしば一致しない。その場合、指針では、第三者から事情を聴くとある。市は第三者からの聞き取り調査をしたか。

総務部長 A16：11/4～12/11にかけて、7人の職員から事情聴取を行った。

池田Q17：その聴取記録では、一番長くて12行、短いのは4行しかない。たった7人の職員から数行から十数行の短い内容聴取で、十分な調査をしたと言えるのか。当時の総務部長が「不十分な調査」とメールに書いているが。

総務部長 A17：訴訟に関わることなので答弁は差し控える。

池田18：市長は11/1の記者会見で被害者の記者からも第三者からも話を聴かないうちから「元原対部長が死亡したことを以て、事実を明らかにするのは困難」と言った。最初から真相を明らかにすることを放棄している。市長には迅速かつ適切な調査をすべき責任があるのに、極めて不十分な調査で事実特定もしないまま12年間放置した。被害者の心情や痛みを軽視した人権侵害だ。

池田Q19：調査で事実確認が困難な場合、厚労省の指針には第三者委員会に調査を委ねるとある。訴訟事案は市のハラスメントに関する第三者委員会ができる前だったが、すぐに第三者委員会を設置すべきだったのではないか。

総務部長 A19：訴訟の中で明らかにする。

池田Q20：被害者の記者からも第三者委員会を作って調査するよう要望があったはずだ。なぜ作らなかったのか。

総務部長 A20：訴訟の中で明らかにする。

池田21：第三者機関ができたのは、事件から5年、要望があつてから3年以上たっている。しかも第三者機関ができたことも伝えていないではないか。

池田Q22：セクハラは特に加害者に対する非難よりも被害者に対するバッシング、二次被害が起きやすい。被害者に対する誹謗中傷や不確かな噂が庁内に流布されている場合、市はどのように対応するのか。

総務部長 A22：内容やどこから発生したかを特定し、発生元を止める。

池田Q23：市長は11/1の記者会見で「直接職員にメールして呼びかけたい」と言った。二次被害を起こさないために不確かな噂や誹謗中傷は慎むように伝えたか。

総務部長 A23：幹部職員を集めて、そういう事案が発生しているので噂の流布を防ぐように市長の話传达了。



池田 Q24 : 11/21 の長崎新聞の記事に「市役所内でさまざまな噂が飛び交っている。『自殺の原因は女性記者にある』など、あたかも事実のようにささやかれている。共通することは発信元は市の幹部ということだ」とある。この記事が掲載されたのは第三者職員に聞き取りをしている真っ最中。調査している段階でまだ何も事実関係が明らかになっていないうちから、不確かな噂が飛び交っていたということになる。話を伝達したという幹部職員が発信源だ。市はどう対処したのか。放置したのか。

総務部長 A24 : 裁判の中で明らかにする。

池田 Q25 : 発生元を止めてもすでに噂が広がっている場合、庁内に対して根拠のない噂や不確かな事実を慎むよう伝えないのか。

総務部長 A25 : 裁判の中で明らかにする。

池田 Q26 : この後、週刊誌に掲載されたことで、二次被害は拡大、深刻化した。もし手を打っていたら、ここまでの二次被害はなかった。市はこの二次的セクハラに関して調査をし対策を講じたのか。その記録は残っているのか。

総務部長 A26 : 一定の対応を図った。内容は言えない。

池田 27 : 被害者である記者は市が第三者委員会を設置しないことを受けて日弁連に人権救済申し立てを行った。5年もの調査の結果、日弁連が人権侵害を認めて市に勧告したが、市は「市の調査結果で事実認定している」ことを理由に受け入れなかった。この事件の調査責任は市にある。自らの調査が不十分と思うなら再調査すべきだ。この件に関しては女性市民団体も市長に申し入れをしたが、市長は会おうとしなかった。市の幹部が起こしたセクハラに関して市長はこのような姿勢で市民に向き合うのか。

池田 28 : この事件に関しての市の調査は不十分でいまだに事実の特定もできていない。二次被害が起こっているのを知っても、手も打たなかった。人権侵害に鈍感としか言いようがない。平和都市として恥ずかしい。市民の税金を使って無駄に争うのではなく、日弁連勧告を受け入れ、謝罪と再発防止を講じ、二次被害で定着した噂を否定して、被害者である記者の名誉回復を図ることを強く求める。





今回も、たくさんのご  
支援、ありがとうございました  
いました

2017.7/26  
▽：「最初から事実を明らかにすることを放棄しているように思える」。  
1日の長崎市議会一般質問。2007年、取材中に市幹部から性暴力に遭い、虚偽のうわさの流布など二次被害も受けたなどとして今年4月、女性記者が市を提訴した問題について、池田章子議員（市民ク）が当時の市

側の対応をこうただした。

セクハラ発生時の市の一般的な初動対応について問われた柴原慎一総務

### 傍聴席

部長は「まず被害者から聞き取りをする」と回答。これに対し池田議員は、「市から聴取をされていない」と記者が話してい

るとして、市側の矛盾点を突いた。

池田議員は、幹部への市の聴取が十分ではなかったとも指摘。ただ、柴原総務部長の回答の多くが、プライバシーへの配慮や係争中であることを理由に「お答えを差し控える」。池田議員は「市は人権侵害に鈍感だ」などと、最後まで攻めの姿勢を崩さなかった。

（手島聡志）

翌日（2019年7月2日）の長崎新聞に、セクシュアル・ハラスメントの質問のことが載りました。